

議会受付番号	鎌議第 1220 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

鎌倉市職員労働組合役員（副委員長、前委員長）への戒告処分

2 質問の要旨

- 1 表題の如き、鎌倉市職員労働組合副委員長である納税課 小原芳則は、戒告処分を受けたが、何故戒告に至ったか。
- 2 これを妥当する根拠は何か。
- 3 小原芳則は、再任用職員である為、戒告処分による処分効果は発生するのか。
- 4 戒告処分の中身は何か。
- 5 小原芳則の受けた戒告処分というのは、小原氏の待遇にどのように作用するか。
- 6 改ざんさせていた事実は、処分内容に含まれるか。
- 7 勤怠記録は、公文書か。
- 8 弁護士の勤怠記録の見解は何か。但し、不適切な事務処理が鎌倉市と無かった関係の弁護士の見解については如何か。

3 答弁

- 1 平成27年9月14日付けで納税課職員に対して懲戒処分を実施しましたが、当該職員については、勤務時間の始めに繰り返し遅刻をしたことから、戒告に至ったものです。
- 2 鎌倉市職員考査委員会からの答申を参考に、市長として判断したものです。
- 3 再任用職員に給与上の処分効果はありません。
- 4 戒告処分とは、職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分です。
- 5 再任用職員が懲戒処分を受けた場合、給与上の措置はありませんが、今回、懲戒処分を受けたことについては、来年度の再任用職員として採用を判断するに当たって参酌していくことになります。
- 6 鎌倉市職員考査委員会からは、遅刻を繰り返した職員が庶務担当者に依頼して出勤時刻を修正したことを考査の対象にするかどうか議論はあったが、本件につ

いては、出勤時刻の修正は軽率ではあるが、悪意等のないものであったことから、常習性のある遅刻のみを考査の対象としたとの答申を得ています。

市長として、職員考査委員会の答申を踏まえ、出勤時刻を改ざんしたことも斟酌して、本人への戒告処分と指導監督に適正を欠いたとして管理監督者への行政措置処分を行ったところです。

- 7 出退勤記録については、公文書に該当すると考えます。
- 8 弁護士からの見解はいただいておりません。